

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

3月8日～4月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	3月25日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	3月24日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	3月9日(月)・18日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00	子ども課子育て支援担当(☎594-5537)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
障がい者支援相談(予約制)	3月10日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	3月27日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	4月7日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	3月20日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	社会福祉協議会(☎593-2961)
	4月4日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	3月28日(土)、4月4日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	3月16日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

## 暮らしの110番

## 北本市消費生活相談あれこれ⑥

### ■引越のトラブルにあわないために

3月、4月は通学、就職、転勤などで引越サービスを利用する機会が多くなります。

事例① 引越予定日の3日前にキャンセルしたら、見積額の10%のキャンセル料を請求された。

事例② 見積額より多く請求された。

事例③ 運搬中に新居の壁や床に傷をつけられた。

事例④ 荷物が紛失した。

等々のトラブルが消費者センターに寄せられています。

このようなトラブルを防ぐために国土交通省では「標準引越運送約款」を定め、許可を受けた運送業者の多くはこれに沿った約款を利用しています。それによると、事例①の場合：予約のキャンセル料は、前々日は無料、前日は見積書に記載した運賃の10%以内、当日は20%以内となっています。ただし、見積書に記載した付帯サービス(エアコンの着脱など)が行われていれば、その費用を請求される場合があります。

事例②の場合：請求額は見積額を超えないことが原則ですが、依頼者の都合で変更になった場合は、その費用が加算されます。

事例③の場合：作業員の過失でないことを事業者が証明

しない限り損害賠償の対象になりますが、その方法は双方での話し合いで解決することになります。

事例④の場合：荷物の紛失から3か月以内に事業者に通知しなければ事業者の責任を問えなくなります。

<トラブルにあわないための注意点>

- ・見積りは複数の事業者から取り、約束事は余白に記載をする。
- ・作業中に荷物等に問題が生じた時、その場で申し出る。
- ・貴重品は引越荷物には入れず自分で運ぶ。
- ・パソコンはデータ消失にそなえ、バックアップを取っておく。
- ・特に注意を必要とする品物は事業者事前に申告しておく。お困りのときは消費生活センターに相談してください。

### 相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529  
※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00